

承認第3号

専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和5年5月29日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和5年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が改正され、令和5年3月31日に公布された。同年4月1日施行のため、この省令改正に伴い南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。

南風原町条例第 17 号

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

南風原町長 赤嶺正之

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり。

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成4年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。